

第32回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年5月22日（木）17:29～18:05

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、お待たせいたしました。

ただいまから、先ほど行われました規制改革会議の岡議長会見を行います。

なお、本日の議題の関係で農業ワーキングの金丸座長にも御同席いただいております。

最初に議長から御説明いたしまして、質疑応答はまとめてお願いいたします。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 それでは、本日行われました第32回規制改革会議の状況について御報告いたします。

本日の議題は、4つございました。

最初の議題は、創業・IT等のワーキング・グループより、「ビッグデータ・ビジネスの普及」についての検討を踏まえた当会議としての意見の提案がございました。審議の結果、会議としての意見に取りまとめ、内閣官房に提出することにいたしました。

意見の中身につきましては皆さんのお手元に既に配付されているペーパーのとおりでございます。

ポイントを申し上げますと、ビッグ・データ、パーソナルデータといったものを大いに利活用して、国民あるいは企業、経済活動、結果的には国全体に利するような活用の方策を是非検討すべきである。同時に、個人情報保護という大変デリケートなテーマとも両立させながら、パーソナルデータの利活用の方向で検討を進めてほしいという趣旨でのペーパーになっております。

2つ目の議題は「農業改革についての意見の取りまとめ」でございます。本件につきましては、既に14日の農業ワーキング・グループの取りまとめとして、金丸座長からお話済みであります。本日はそれを踏まえまして、規制改革会議としての意見を取りまとめたということでございます。

内容については、既に御提示したものと変わっておりません。我々の基本的な考え方は、日本の農業を成長産業に結びつけるために、競争力のある農業、魅力のある農業をつくっていこう。そのために3点の改革という形で出しております。詳細につきましては、必要に応じて、金丸座長から後ほど御説明いただきたいと思います。

3つ目の議題は「労働時間制の見直し」でございます。本件については、既に昨年12月に会議としての意見は提出済みでございますが、本日の会議でこのテーマについて意見交換をいたしました。私どもが意見を表明して以来、いろいろなところでこのテーマについ

での議論が行われているわけですが、改めまして、我々の提案のポイントを整理のうえ、関係各方面の皆さまに、より御理解を深めてもらおうということで今日議論を行ったわけであります。

これについても資料が皆さんのお手元にありますが、私どもの考え方は、健康管理もしながら、一人一人の働き手が大いに活躍できるような、創造性を発揮できるようなものを目指そうということで、労働時間の上限を決めると同時に、休日・休暇を強制的にとる。ともに健康管理というものを大変重視しているわけであります。その上で、3点セット、三位一体で、より柔軟な働き方のできる労働時間制度にしようというものであります。

以前にも申し上げましたが、世の中の変化によって働き方が大変多様化しております。一人一人の働き手の考え方も多様化している中で、今ある制度に1つ付け加えましょうということであります。現行の制度に、我々が言うところの「三位一体の労働時間制度」を追加したいということであります。したがって、我々の提案する制度は働き手にとっても、企業側にとっても、双方にプラスになるものと考えていこうではないかということでありまして、決してどちらか一方に立っての議論ではないということを強調しておきたいと思っております。

このテーマにつきましては、産業競争力会議でも議論されていますし、他の経済団体等々も意見を表明しているところもございますが、今申し上げた「三位一体」で働き方の新たな選択肢を1つ増やしたらどうですかということが我々の趣旨であることを、是非御理解いただきたいと思っております。

最近「残業代ゼロ」という見出しの報道がされております。私どもの提案はどのようなことになると、ゼロかゼロでないかといったら、残業代という考え方がないからゼロかもしれませんけれども、要は、働き方から、どういう仕事をするのかということから、残業代も含めた適切な報酬制度を当然考えるべきであるということであります。報酬の中身を時間内と時間外とに分けて考えるのではなく、1つで考えましょうということですから、我々は残業代ゼロを目指しているということではなくて、残業代という考え方がないということをご理解いただきたい。

4つ目の議題は「規制改革ホットライン」でございます。

本件につきましても、皆さんのお手元の資料にあるとおり、ホットラインに寄せられた声が増えてきておりますし、我々から担当関係省庁に提示している案件も増えているということであります。数字についてはペーパーを御覧いただければと思っております。

冒頭からの説明は以上です。このあと、皆様方の御質問を受けますが、農業改革の意見の部分についてのみ、金丸座長から一言コメントをいただきたいと思っております。

お願いします。

○金丸委員 先般、5月14日にワーキング・グループの意見を発表させていただきましたけれども、その後の出来事といたしましては、今週の月曜日に産業競争力会議の課題別会

議に岡議長とともに出席をさせていただきまして、その場で当案を御説明させていただきました。その場で総理より、この改革案の骨子であります農業委員会、農業生産法人、農協改革の3つをセットにして改革を推進しろという指示をいただきましたので、御報告を申し上げます。

内容につきましては、この後もし御質問があればお受けさせていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

○司会 それでは、質問のある方は挙手願います。

○岡議長 どうぞ。

○記者 労働のことで伺います。昨日の早い段階では労働のテーマが入っていなかったと思うのですが、途中からこの労働のテーマが議題に追加されました。改めて、今日、このことを議論されたことについて、冒頭も説明がありましたけれども、他の会議で議論されているのでということもありましたが、なぜこのタイミングで規制改革会議としてこのメッセージを出されたのか改めて教えていただけないでしょうか。

○岡議長 私どもとしては、相当以前（昨年12月）に意見を出したわけではありますが、その後、いろいろなところでこのテーマについての議論が進んでいる。また、皆さん方の報道も拝見しているわけではありますが、我々が表明してきた意見について、この段階でもう少し御理解を深めていただいた上で6月半ばの答申取りまとめにつなげていきたいという考え方から今日取り上げたということでありまして、それ以上の格別な理由があるわけではございません。

○記者 重ねてですが、昨年の12月に出された三位一体改革のペーパーと、今日、雇用ワーキングの鶴座長の名前で出されている資料は、中身としては同じことを書かれていると理解してよろしいでしょうか。それとも追加されたものがあると読んだほうがいいのでしょうか。

○岡議長 基本的には変わっておりません。もう少し丁寧に表現している部分はございますが、基本的な考え方は昨年12月に出した意見と変わっておりません。

○記者 最後です。規制改革会議の提言は三位一体ということで、労働時間の絶対上限とか、休日の強制取得という労働者の健康ですとか、ワーク・ライフ・バランスに配慮したものとセットで労働時間の適用除外を進めようという話だと思うのですが、一方で、産業競争力会議のほうで出ている提言は労働時間の上限を国が目安として示す。あとは、労働時間の適用除外のほうはかなり詳しく書いてあって、どちらかという、働かせ方を重視した提言なのかなとどうしても受けとめられてしまうのですが、岡議長としては、規制改革会議の提言と産業競争力会議の提言はどういうところで違いがあるとか、あるいは同じだと考えていらっしゃるのか、そこはどう受けとめていますでしょうか。

○岡議長 基本的な狙いのところは、そんなに差があるとは思っておりません。産業競争力会議のほうは幅広くいろいろおっしゃっているのかもしれませんが、私どもとし

ては、「三位一体」というところが我々の意見のポイントでありますし、もう一つ、私も強調しているのは、働き手にとっても、企業にとってもプラスになるという意味から、労使できちんと話し合っ合意することを大前提にしているわけです。もちろん一定の基準とか目安といったものを国が定めることも我々の意見の中に入っていますけれども、最終的な制度設計にあたっては、労と使が、働き手と企業側がよく話し合っ合意されたものやっっていく。もし、話し合っけれども合意されなければ、この新しい制度がその企業では行われただけであっ、今のままですよということですよ。今のものやっ変えるという考え方ではないことを御理解いただきたいと思っます。

○記者 農業改革についてですけれども、ワーキング・グループで意見を出した後、JA全中のほうからも組織の解体につながるというコメントが出たり、昨日、自民党の部会のほうでも反発の声というものも幾つか出てきていますけれども、そうしたものも踏まえまして、規制改革会議としてこの改革をどう捉えられているか議長のほうからお願いします。

○岡議長 私どもの会議としての意見は今日正式に発表ですが、既に、我々の農業ワーキング・グループの見解を出し、産業競争力会議の場でも我々の考え方を出しましたので、いろいろな報道の皆さんからも大きく取り上げていただいたこともあり、農協関係者等々からの反対意見は承知しておりますし、今朝の報道でも今度は党内で反対意見があるとか、すべて承知しております。

私どもの今回の改革案は、競争力のある、魅力のある農業をつくって、そして、農業を成長産業にすること、もっと言うならば、農業に従事している方々が豊かになるような農業を是非実現すべきである。その実現のために必要な改革として、我々は3点セットを出させていだいたわけでありまっ。以前に出した「農地中間管理機構」についても同様でありまして、今申し上げた目的で実行段階に移りつつありまっ。今回の3項目につきましては、いろいろな立場の方から反対意見も含めいろいろな御意見をいただいておりますけれども、私どもとしては、今回取りまとめた意見の内容の改革を進めていただくことが強い農業、競争力のある農業、魅力のある農業につながると思っております。

○金丸委員 ちょっと補足をさせていただきます。

特に農協関係のところですが、私は間接的でございますが、特に今、全中さんが理論転換なさっておられるこのことが農協全体の解体につながるのだということについては大きく違和感を持っております。

私どもが提案申し上げているのは、1万2,000の農協があっ時代あるいは農協という組織がスタートした時代はともかく、今、七百数十の農協に変わってきて、これも私はずっと申し上げているのですが、いろいろな農協の皆様規模でありますとか、あるいは地域の特性、その農産物、そして、その組合長あるいは経営陣の考え方であるとか、そういうヒアリングをさせていただいた中で、例えば東京から何か指導するというような、正直

申し上げて、余り付加価値といたしますか、その必要性は私どもとしては感じなかった。

ただ、農協法の法律を見ますと、そこに中央組織という記述がありまして、例えば指導等が、これはそういう意味では、国がお願いをしていることになるわけですが、一方で、強い反論の1つが民間団体に不当な介入だともおっしゃっておられますので、そうすると、逆に言いますと、大きな民間団体のいわゆる中央組織機能について法律が記述をしていることのほうが、私は、介入とは言いませんけれども、例えば政府が今、全中さんに何かお願いしている具体的なことがすごくたくさんあるということでもなさそうなので、JAグループさんの中で、いわゆる中央組織機能が必要であれば、例えばJAグループさんのルールブックの中にその機能が記述されて、それが付加価値がもちろんあって、指導力もあるとおっしゃっているのであれば、それは実力があるわけですから、皆様の、単協等の支持があって、今と変わらない組織になるのではないかなということでは別にあれこれ言っているつもりはないわけでございます。

たまたま私どもが雇用はどうなるのだということもあるのかなと思ったこともありまして、私どもが考えた1つとしては、シンクタンクとかという、例えば地域経済に詳しい、日本ではなかなかシンクタンクがないとかと言いますけれども、そういう観点でシンクタンクになることもありますし、政府への提言もシンクタンクとして提言をなされればいいと思います。いろいろな農業者の方々の意見を政治的に言いたいということであれば政治団体ということもあるのではないかなということではございまして、私たちが考えたのは、政府が特にあえて法律の中でお願いすることではないのではないかなと思った次第でございます。

全農の株式会社も、この14日にも申し上げたのですけれども、私どもなりに検討した結果、強くお勧めをしているということでございます。攻めの農業と言っているわけですから、JAグループの中で農業者の所得を増やすために、誰かが強者として戦ってきて、誰かから利益がプレゼントされるわけではないですから、戦う組織体としては最強の全農様が株式会社に転換されて、しかも、国際市場等にも出ていかれることを考えるといいのではないかなということで、これは強くお勧めしていることではございまして、強制的にどうだということを考えているわけではないわけではございません。ただ、これは農水省とか、国の政策全体でこういうことを強くお勧めすることを何か促進させる手だてがあるのであれば、それは別途検討をしていただきたいということを農水省様にお願いしているということでございます。

信用事業の分離もすごく誤解がありまして、これも付言させていただきますと、現在の収益モデルは、皆様御案内のとおり、金融事業に依存しているわけです。金融事業がそういう意味では、収益モデルの中で中心になっていることなので、これを単協の中で分離をして、その収入がどこかに行ってしまうことは毛頭考えていないわけです。今、全中様がこれによって単協がつぶれるかのごとくおっしゃっておられるのは心外だと。

収入は当然、例えばこの案でいきますと、農林中央金庫様または信連様の代理業をやっ
て、あれだけの集金能力、90兆円を集める能力はメガバンク並みの集金能力があるわけ
ですから、その付加価値にふさわしい報酬を引き続き単協の中でおとりになればいいわけ
でございます。収入面では、当面、農林中央金庫様が90兆円の運用で何か問題が起きない限
りは、今までどおり話し合いといいますか、契約が成立すれば変わりはないのではないかな
と思っています。そういうことからすると、正組合員と准組合員等の今の地域の皆様へ
の信用事業あるいは共済事業のサービスは引き続き継続されると思っております。

ただ、准組合員と正組合員の事業利用の割合に私たちは触れておりますので、これは現
状維持をキープなさって、金融事業のリスクを単協の皆様ずっと存在し続けることをお
選びになられたケースは、これはいかがなものかと考えているわけでございます。1兆円
を超える預金をもう既にお集めになられている単協の方々の経営陣を拝見しても、金融事
業のプロという方々はそれほどいらっしゃらないわけですから、そういうところにリスク
があることについて、本当なら、自民党の与党の方々もそれはリスクがあるから、リスク
を軽減すべきではないかという意見も私は出てくるのではないかと考えておりますが、そ
ういう意味では、これはよかれと思った案でございます。

なお、仮に信用、共済事業を代理業に転換をなさったら、これは准組合員の利用割合に
は入れないのが普通ではないかと思っておりますので、この条項がそれほど気になること
はないと思います。

全てこの条項が気になるというのは、現状維持を全部選択したときには、それは気にな
さるのではないかなと思っておりますが、39歳以下の若い人が占める割合は4%ですから、今、
経済事業も黒字で、信用共済事業も黒字で、うまくいっていらっしゃる農業協同組合も、
今、苦戦なさっておられるところも、等しく後継者問題には悩んでおられますので、若い
方々が普通の職場の1つとして、学校を出られたら、福利厚生はどうなっていますかとか、
いわゆる普通の会社みたいなものですね。会社に就職するような形の世界に変わらないと、
少なくとも若い人が自分の人生を託す職業に選ばないのではないか。その結果が、現状、
若い方々が、農家の御子息でもお父様の仕事を継がないということが起きているわけです。

そうやって考えると、これは農業生産法人にもつながりまして、名刺があつて、そこに
何とか法人何とかの係長ですとか、部長ですとかという時代が来ないと、どっと若い人は
来ないのではないかということから、農業生産法人も、いわゆるリース方式もあわせて、
法人の方々の新規参入も大いに必要だと。

現在の主要な農業従事者の平均年齢は66歳でいらっしゃいますので、もちろん頑張れば
もっとということでしょうけれども、10年ぐらいをめぐりに考えると、このままじっとして
いることが私たちとしては、それこそ急進的な考えではないかと考えている次第でござい
ます。

ちょっと長くなりましたけれども、補足でございます。

○岡議長 他はいかがですか。

どうぞ。

○記者 労働規制の関係でお伺いさせていただきます。

会議のほうで出された意見に関して、労働時間がかえってこれによって実質、労働時間が延びてしまうのではないか。労使の関係、力関係が不均衡の中で、労働者の労働時間が逆に延びてしまうのではないかという懸念も、労働者団体の側からは慎重な意見が出たり、あるいは明確に反対されている意見も出ているかと思うのですが、今後、会議として、そういう労働者団体と同じテーブルについて意見交換される場を想定されていらっしゃるのか。今後の意見取りまとめまでのスケジュールも含めてお伺いできればと思います。

○岡議長 先ほど申し上げましたように、本件も含めまして、6月の半ばには我々は答申するというスケジュールがございます。御指摘と御質問の部分ですけれども、実は、本件については、3月の公開ディスカッションのテーマとして取り上げました。そこに労働者団体を代表して連合の役員の方、経済界を代表して経団連の役員の方、もちろん厚労省の方にも参加していただき、本件の議論をしました。

簡単に申し上げますと、経団連からは、三位一体での労働時間制を新たにつくることについては賛同しますという御意見をいただきました。連合からは、労働時間の上限をセットするとか、健康に留意するという考え方については共有できるというコメントがありましたが、同時にこういう新しい労働時間制を新設する前に、労働者全体の労働時間が長期化しているので、そちらの改善を先行すべきではないのでしょうかという御意見をいただいたと記憶しております。

全体の問題を解決することは、それはそれで必要なのだろうと思いますが、私ども規制改革会議としましては、全体の話ではなくて、先ほど来申し上げているように、働き手の多様化、あるいは働き手の考え方の多様化等々から、働き手にも企業にとってもプラスになる、そういったものが三位一体ででき上がるのだったら、是非やったらどうですかということを提案しているのであります。公開ディスカッションでは、連合さんは、経団連と同様に賛成ということではなかったのですけれども、このような考え方については反対ではなかったと記憶しております。ただ、優先順位として、こういう新しい制度をつくる前に、もっと現状の全体にわたる長時間労働の問題を改善することを先にすべきではないのでしょうかというコメントをいただいたように思います。

6月の半ばまでもう1カ月ございませんので、本件について、もう一度、労働界、具体的に言うと連合の方に来ていただいて意見交換をする場をセットできるかどうかは、私は今、この段階では判断できません。事務局とも相談しますが、若干難しいような気もいたしますが、もうやらないと決めたことでもないということは申し上げておきます。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 今の労働時間規制の関係で質問なのですけれども、今日のこれにも出ているのですが、長時間労働の是正で、量的規制ということをまず一番最初に持ってきています。長時間労働を是正しようというのはわかるのですけれども、この上限はいかほどを考えていらっしゃるのでしょうか。これが絶対的な上限となれば、そこが労働時間の基準になるのであれば、今より長い労働になることはないとすれば、例えば2,000時間以下になることは決定だとは思いますが、これはどれぐらいをめどと考えているのでしょうか。

○岡議長 まだ具体的な数字は我々自身決めておりません。現状どういう労働時間になっているかについてのデータは取り寄せ、分析をさせていただいております。ただ、私どもの労働時間の上限設定は、あくまでも三位一体でやる部分での話でございまして、全ての労働に対する上限設定ということにはなりません。この辺についてはもう少し我々自身が関係者との議論も踏まえて詰めていく必要があるかと考えております。

○記者 追加でお願いします。

今のは理解しました。ただ、そうなるですと、要するにエグゼンプションされる人だけ、除外される人だけが上限設定だということであるとすれば、なおさらどれぐらいの時間の上限がないかが明らかにされないことは、働く側にとっては非常に不安な制度だと思わざるを得ないのですけれども、なぜその時間は明確にしないのでしょうか。余りにも無責任だと思います。

○岡議長 労働時間の上限の数字を言っていないことに対して「無責任」という言葉はいかがなものかと思えますけれどもね。労働時間の上限設定は、我々の三位一体の考え方の中の1つであって、この考え方でいくことについての合意形成が必要と考えております。具体的には、労働政策審議会等において議論が既に始まっておりますので、そのあたりとの情報交換等々もしていく必要があると思います。

○記者 無責任と言ったことが心外であれば取り消します。済みません。

ただ、このエグゼンプションは、労働基準法の最低基準から除外するということですね。最低基準から除外するということであるわけですから、最低基準から除外するのに、もう一つの三位一体、制度だけ言われても、上限規制がはっきりしないことには評価のしようがないと思うのですが。

○岡議長 労働基準法の上限に加えて、現状は、三六協定によって労使間で決められた時間外勤務、さらに割増の深夜等々の時間外がありますので、現在の労働時間が平均的にどの辺だというのは、どこ捉まえるかによって違ってくると思います。今御指摘の労働基準法の1日8時間、1週40時間の前提の数字との比較において、我々の考えている上限がどうなるかはこれから大いに議論しなければいけない。少なくとも労働基準法で決められている基準よりも下の数字というのは現実的ではないだろうと私は思っております。

ただ、現実には労働基準法で決められた数字に、先ほど申し上げたな形で時間外勤務が

行われているということで、我々が提案した三位一体論議ではなく、一般論としてですが、連合さん自身がこの程度が労働時間の上限ではないかと言っている数字なども考慮に入れながら、これから関係者と議論していきたいということでもあります。

○司会 他にございますでしょうか。

○記者 金丸座長にお伺いしたいのですけれども、今回の改革案、これから具体的に審議されていくことになると思うのですが、仮定の話ではあるのですが、金丸座長は、今後、単協の方々に主役になって頑張ってもらいたいというお考えだと思うのですが、そういった思いが単協の方々にうまく伝わらない、理解されない状況になったときは、また改めて何か理解していただける場を設けるようなお考えというのはあるのでしょうか。

○金丸委員 せっかくなつくた案でございますので、これが不理解とか、誤解であるとかで誤った方向に行ってしまうと強く思っておりますので、今、御指摘のように、単協の皆様に誤解があったり、もっと理解していただく機会が必要であるということであれば、どこへでも行きますし、何か考えてみたいなと思っております。まずは、農林族の皆様に御理解をしていただきたいと思いますと思っております。

○司会 それでは、岡議長会見、金丸座長の御説明を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。